



日鶏協回覧板

平成28年12月8日
一般社団法人 日本養鶏協会

鳥インフルエンザに関連した風評被害の防止について

(一社)日本種鶏孵卵協会会長から、新潟県において発生した高病性鳥インフルエンザに関連した風評被害の防止について、会員への周知依頼がありましたのでお知らせします。

日孵協28発第50号
平成28年12月8日

一般社団法人 日本養鶏協会
会 長 齋藤 利明 殿

一般社団法人 日本種鶏孵卵協会
会 長 山 本 満 祥



新潟県において発生した鳥インフルエンザに関連した風評被害の防止について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から種鶏孵卵業の振興につきましては、格段のご支援とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

ご承知のように、我が国の種鶏孵卵業界は、養鶏産業の基幹的部分として、健全なヒナの安定供給を通じて、鶏卵鶏肉の安定供給に寄与してきたところであります。

この度、新潟県において発生した高病原性鳥インフルエンザに関連しまして、当協会の会員のふ化場については、高病原性鳥インフルエンザの発生農場から10km圏内の搬出制限区域内に位置しておりましたが、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、新潟県を通じて、農林水産省動物衛生課と協議の上、初生ひなを制限区域外の農場に出荷することができるようになり、これを受け、養鶏農家の皆様方に健全なひなの安定供給を開始しているところです。

先般、一部の採卵鶏農場において、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生を理由に、当該ふ化場からの初生ひなの購入を拒んでいる事例が見られたと伺っています。こうした科学的根拠に基づかない風評被害は、業界に無用の混乱を発生させるだけであり、健全な初生ひなの安定供給を通じて、養鶏農家の皆様方の経営安定に寄与していく立場として、非常に残念なことであります。

今後も、引き続き徹底した衛生管理の下で、これまでと同様、清浄な初生ひなの安定供給に尽力してまいりますので、今回のような風評被害が生じないよう、貴協会会員に周知していただくようお願い申し上げます。

謹白

【日鶏協速報】 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内 (5階)

TEL：(03)3297-5515 FAX：(03)3297-5519 発行日 2016年12月8日

編集・発行責任者：小田上浩史(info@jpa.or.jp)

